

周南市第9期介護保険事業計画に係る
地域密着型サービス事業者募集要項

【令和7年度募集分】

令和7年6月

周南市福祉部 高齢者支援課

周南市第9期介護保険事業計画に係る地域密着型サービス事業者募集要項 【令和7年度募集分】

1 募集の趣旨

本市では、「周南市高齢者プラン～老人保健福祉計画・介護保険事業計画～」に基づき、高齢者が要介護状態となつてもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという観点から、市内を7つの日常生活圏域（東部・中央1・中央2・中央3・中央4・西部・北部）に分け、それぞれの圏域の中で必要なサービスを提供できるよう、計画的に地域密着型サービスの整備を進めています。

サービスの整備状況及び整備地区内のバランス等に配慮し、より良いサービス提供が期待できる事業者を選定するため、指定の申請に先立ち事業者の募集を実施するものです。

2 事業運営に求めるもの

サービスの提供にあたっては、地域密着型サービスの趣旨を十分に踏まえ、とりわけ質が高くかつ安定したサービスの提供が求められます。

事業を運営する上で、次のことに常に留意し、サービスの質を確保してください。

- ① 介護を必要とする利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の意向に沿ったサービス提供すること。
- ② 地域からの要望、助言等を聞く機会を設けるなど地域と連携するとともに、地域包括ケアという視点でのサービス提供を図ること。
- ③ 職員の資質向上及び定着を図ること。
- ④ 事業を長期間継続して安定的に運営することができる収支計画であること。また、利用者の実費負担については妥当な料金設定であること。

3 募集する地域密着型サービスの種類

サービスの種類(実施事業)	整備地区 (日常生活圏域)	整備数	整備及び 開設年度	定 員
小規模多機能型居宅介護	中央3	1か所	令和7年度	29人以下
看護小規模多機能型居宅介護	全圏域	1か所	令和7年度	29人以下
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	東部、中央1、中央 3、中央4、西部、 北部	1か所	令和7年度 から 令和8年度	29人以下

※整備地区(日常生活圏域)の詳細は、別紙1「日常生活圏域図」を参照してください。

4 募集要件

応募事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 応募事業者とは、施設整備及び事業の運営を直接行う事業者であり、指定申請の際の申請者であること。
- ② 応募事業者は法人格を有すること。これから法人を設立する場合は、選定後、指定申請をするまでに確実に法人格を取得すること。
- ③ 事業の開始当初から安定したサービスが確実に提供できる体制とすること。
- ④ 応募する地域密着型サービスの種類に応じて、募集開始日から指定申請をするまでの期間に、介護保険法第78条の2第4項及び第6項、第115条の12第2項及び第4項に定める欠格事由等に該当していないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 保険給付費の過誤調整、返還金等がある場合は、応募時には確実に履行していること。
- ⑦ 施設を整備する土地及び建物は、応募事業者が所有権を有すること(登記を完了しておくこと)、取得が確実に見込まれること(取得後に登記をすること)、又は賃貸借契約の締結が確実であること。ただし、応募事業者が社会福祉法人の場合は、原則、自己において所有権を有すること。
- ⑧ 施設の整備については、山口県「社会福祉施設等の立地に関する指導要綱」に定める「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」以外の場所に整備することを要件とする。
「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」が含まれる場合は、同要綱に基づき県と事前協議を行う必要があるので、早急に周南市高齢者支援課に連絡すること。
- ⑨ 地域住民(自治会等)や隣接する地権者等に対し、事業についての説明会等を実施し了解を得ているか、了解を得る見込みであること。なお、地域への説明にあたっては、市の指定を受けられない場合は事業を行わない旨を周知し、誤解が生じないようにすること。
このことについては、具体的な状況をヒアリング等で確認することができます。
- ⑩ 運営推進会議について、指定申請時に確実な設置が見込まれること。
- ⑪ 「周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例」(平成27年条例第16号)、「周南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」(平成27年条例第17号)について、応募する地域密着型サービスの種類に応じて該当するものを遵守すること。
また、同様に厚生労働省省令第34号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、応募する地域密着型サービスの種類に応じて該当するものを遵守すること。
- ⑫ 介護報酬算定基準(「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号))について、応募する地域密着型サービスの種類に応じて該当するものを遵守すること。
- ⑬ ⑪⑫に定める規定を精読し、内容を十分理解しておくこと。
また、選定されたときは、指定を受けるにあたって関係法令(老人福祉法、社会福祉法、労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、建築基準法、都市計画法、消防法、食品衛生法等)を遵守することとなるので、留意のこと。
なお、これらについて応募書類提出前までに関係機関等へ確認すること。(選定後の設計変更は原則認められません。)
- ⑭ 募集開始日から周南市老人福祉施設等設置者選考委員会開催日までの期間に、周南市において地方自治法施行令第167条の4の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- ⑮ 募集開始日から周南市老人福祉施設等設置者選考委員会開催日までの期間に、会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続きをしていないこと。

- ⑯ 法人の役員等(取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。)が、次の事項のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。以下、同じ。)である。
- イ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、または使用している。
- ウ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。
- エ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。)または暴力団員に対して経済上の利益または便益を供与している。
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。
- ⑰ 施設整備にあたっては、建設業者(特に下請け)及び備品の調達等について、できるだけ地元の業者の活用に努めること。
- ⑱ 人材確保にあたっては、できるだけ本市内での雇用に努めること。
- ⑲ 介護報酬としての収入が確保されるまでの運転資金を、少なくとも2か月程度運営に支障が生じないよう不足なく確保しておくこと。
- ⑳ 令和7年度末(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は令和8年度末)までに事業所の整備を完了し、サービスの提供を開始すること。
- ㉑ 介護保険事業を運営する既存の法人での応募の場合、過去の指導監査等で行政処分(指定の取り消し、指定の全部または一部停止等)を受けていないこと。

5 参加表明書

本募集への申込みをされる場合は、別紙2「参加表明書」を令和7年7月15日(火)までに、FAX又はメールにより提出してください。また送信後は、周南市高齢者支援課が受信していることの確認をお願いします。

※ 期日までに参加表明書の提出がない場合は、応募出来ません。

※ 応募は、1法人につき1件とします。

6 応募手続き

参加表明書提出後、次のとおり応募書類を提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

(1)提出書類一覧(様式はダウンロードして使用してください。サービスの種類によって様式が異なるものがあるので、注意してください。)

番号	項目	備考	様式
事業計画	【1】 応募申込書		様式1
	【2】 事業計画概要書 *1		様式2
	【3】 提供体制等	申請するサービスの様式を使用 様式3-1 様式3-2	様式3-1 様式3-2
	【4】 事業計画提案書	申請するサービスの様式を使用	様式4-1
	【5】 誓約書	申請するサービスの様式を使用 様式5-1 様式5-2 様式5-3	様式5-1 様式5-2 様式5-3
	【6】 地元住民等への説明		様式6
法人の概要	【7】 法人の沿革		様式7
	【8】 代表者・管理者等の経歴書		様式8
	【9】 役員名簿		様式9-1
	評議員一覧表	社会福祉法人のみ提出	様式9-2
	【10】 法人登記事項証明書	応募申込日前3か月以内に発行されたもの (設立前の法人においては不要)	
	【11】 法人の定款又は寄附行為	最新のもの(設立前の法人においては案)	
	【12】 給与規程	最新のもの(設立前の法人においては案)	写し
	【13】 就業規則	最新のもの(設立前の法人においては案)	写し
	【14】 決算報告書	①直近2年間の決算書類 ②公的機関からの補助金、融資、寄附等がある場合は過去2年間の内容と実績	写し
建物計画	【15】 法人が滞納の無いことの証明	前年度以前に国税、地方税の滞納がないこと (設立前の法人においては不要)	
	【16】 建物計画図	①平面図(室別内法面積が記入してあるもの) ②立面図 ③配置図	
	【17】 事業予定地の地図及び写真	①周辺の状況が分かるもの(写真是応募申込日前1か月以内に撮影されたもの) ②山口県土砂災害警戒区域等マップ *2	

	【18】	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	①所有の場合 ・「不動産登記事項証明書」 ※所有権移転が未完了(取得見込み)の場合は、「(条件付)不動産売買(贈与)契約書」又は「不動産売買(贈与)に関する確約書」も添付すること ②賃貸借の場合 ・「不動産登記事項証明書」 ・「賃貸借契約書」又は「賃貸借に関する確約書」	なし
	【19】	事業工程表		様式10
資金計画	【20】	資金計画書 *1	事業開始当初の運転資金を含む	様式11
	【21】	借入金返済計画書		様式12
	【22】	収支シミュレーション	所定の積算根拠を必ず添付すること	様式13
	【23】	預金残高証明書	自己資金分。応募提出日前1か月以内に発行されたもの	なし

※1 補助金の額については、「9 補助金について」を参照してください。

※2 「山口県土砂災害警戒区域等マップ」の「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」は山口県ウェブページから印刷できます。

<https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/Mapkeikai.aspx>

上記提出書類は、選考以外の目的には使用しません。

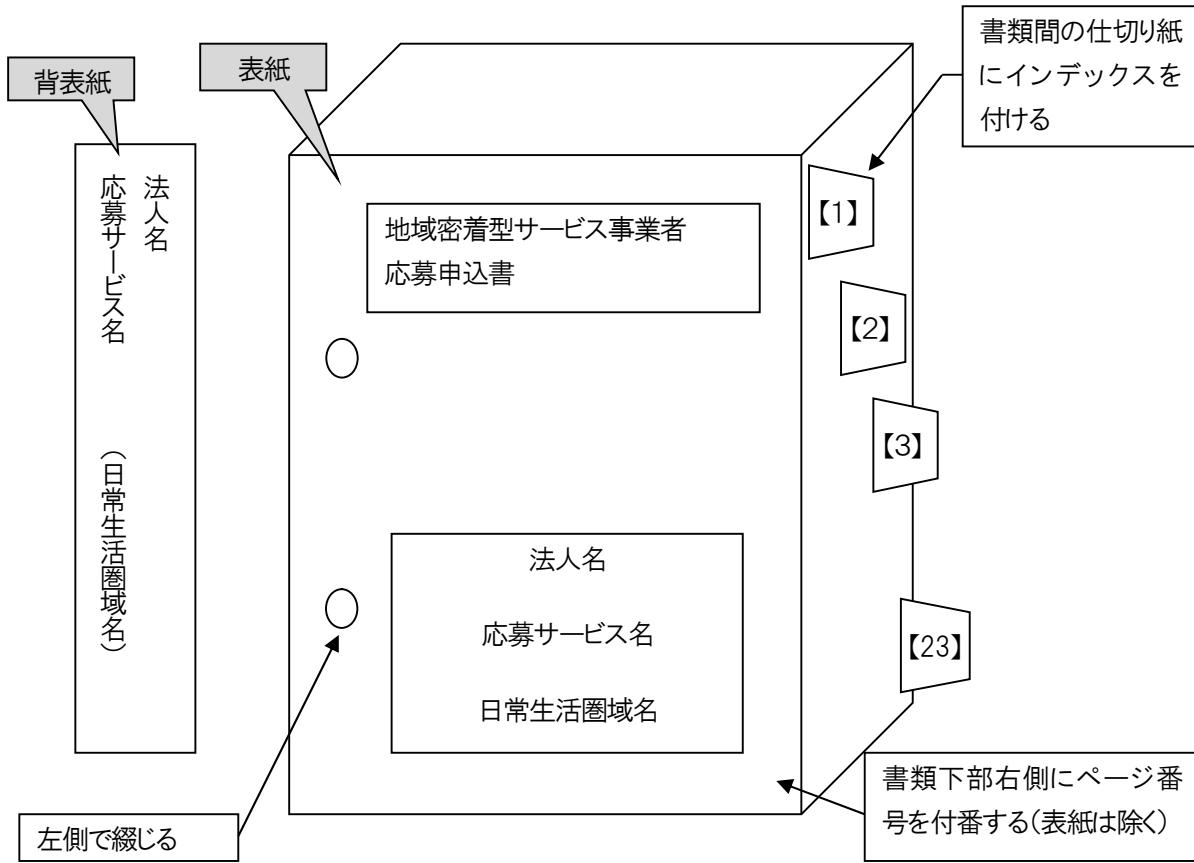
(2)提出部数

提出部数10部(正本1部、副本9部)

【提出書類の作成方法について】

- ① A4縦のファイルに左綴じにしてください。(書類は原則A4版。図面等A3版の資料は、A4サイズに折り込んでください。)
- ② ファイルの表紙及び背表紙に法人名、応募サービス名、日常生活圏域名を記載してください。
- ③ 提出書類チェック表を1ページ目とし、以下ページを付番してください。(すべての提出書類について通し番号となるようにしてください。)
- ④ 各書類の間に仕切り紙をはさみ、これに書類番号【1】～【23】のインデックスをつけてください。
- ⑤ 書類を綴じる順番は、提出書類チェック表のとおりとしてください。
- ⑥ 書類はすべて片面印刷としてください。(両面印刷不可)

○ 提出書類の体裁イメージ



(3) 募集期間

募集期間 令和7年6月27日(金)～8月8日(金) ※期間厳守
 (上記期間の内、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付けます。)

(4) 提出場所及び提出方法

提出場所: 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地 周南市 福祉部 高齢者支援課

提出方法: 郵送又は窓口に直接お持ちください。(令和7年8月8日(金)必着)

※ 応募書類提出後の事業者の都合による修正・追加は不可としますので、十分に精査の上、提出してください。

ただし、本市からの指示により書類を修正・追加等する場合を除きます。

※ 本市から求めた書類の修正・追加等について、指定した期限までに提出がなかった場合は、応募を辞退したものとします。

7 選定方法及び結果通知等

(1)選定方法

- ① 応募事業者の選定は、別添「評価基準」に沿った書類審査の実施、周南市老人福祉施設等設置者選考委員会における審査・検討を行い、その意見・評価等を踏まえ、市長が決定します。
評価結果によっては、どの事業者も選定されない場合があります。（選考委員会の委員が評価した点数の平均点が、各項目の最大配点数の合計（満点）の60%以上を得ることが選定の最低条件となります。）
- ② 周南市老人福祉施設等設置者選考委員会での審査・検討の段階において、応募事業者による事業計画案説明（プレゼンテーション）・ヒアリングを実施する予定としています。
- ③ヒアリング及びプレゼンテーションの日時等詳細は、後日応募事業者に事前に通知します。

※ヒアリング及びプレゼンテーションに参加されない場合は、応募を辞退したものとします。

(2)結果通知

- ① 選定結果は、全応募事業者へ文書で通知します。
- ② 選定結果は市ウェブページで公表します。（選定した事業者の名称は公表します。）
- ③ 指定予定事業者として選定された場合においても、更に適正な運営を行っていただくために、意見を付記することあります。

(3)留意事項

- ① 選定後、事業者として指定する日は、指定に関する意見を聴取する「周南市地域密着型サービス等運営委員会」の開催（2・6・10月開催）の都合上、市であらかじめ決めた日となります。
- ② 事業者の応募がなかった又は審査により選定が不調になった等の事由により、再度募集を行う場合があります。
- ③ 選定結果は指定を確約するものではありません。選定された場合であっても、指定申請における審査の結果、選定時の事業計画内容との間に著しい相違がある場合等においては指定を行わないことがあります。
- ④ 提出された内容について選定していることから、選定後の計画変更は、原則として認められません。ただし、別添「評価基準」の「4 周南市内からの雇用の促進等」及び「5 事業運営」に係る内容で、やむを得ない理由により変更を求める場合は協議を行いますので、変更協議書（様式任意）を提出してください。
- ⑤ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」（平成24年厚生労働省告示第113号）に規定している研修が必要なサービス種類について、「周南市地域密着型サービス等運営委員会」開催時点で研修を修了していない場合は、指定を行いません。
- ⑥ 本市が受理した提出書類は公文書となります。このため、周南市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。

8 スケジュール

日 稲	事業者	周南市	山口県
令和7年6月27日 ～8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書提出 (7月15日まで) ・応募書類作成 ・応募書類提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブページに募集要項掲載 ・応募書類受付 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">〔質問受付:6月27日～7月25日 回答は市ウェブページで公開〕</p>	
応募書類受付後 ～9月上旬		<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 ・現地(予定地)確認 	
9月中旬 ～10月上旬		<ul style="list-style-type: none"> ・周南市老人福祉施設等設置者選考委員会(プレゼンテーション審査) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民へ説明、了解 	<ul style="list-style-type: none"> ・選定結果通知 ・市ウェブページに選定結果公表 	
選定後、順次 ～令和8年3月31日 (地域密着型介護老人福祉施設は令和9年3月31日)まで	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請(市) ・一般競争入札(施設整備を要する場合) ・施設工事着手(市補助金交付決定後) ・竣工 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請の受付・審査 ・補助金申請(県) ・補助金決定 <p style="margin-top: 20px;">・各種法令に基づく検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金内示 ・補助金申請の受付・審査 ・補助金決定
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請 ・地域密着型介護老人福祉施設については、老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム設置における認可証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認調査 ・周南市地域密着型サービス等運営委員会(指定に関する意見聴取は、2月、6月、10月に開催します) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所指定通知 ・指定公示 	

※上記スケジュールは、応募期間、参加表明書提出期限及び質問受付期間を除き、全て予定となります。

※指定日は、周南市であらかじめ決めた日となります。

9 補助金について

選定された事業者は、周南市の補助金交付要綱に基づく補助金を受けることができますが、以下のことに留意してください。

- ① 本募集にかかる補助金は、県の補助事業を財源としており、市から県への補助協議書を提出し、県との協議の結果、補助対象事業として認められます。
市の選定をもって補助金交付が決定されるわけではありませんので、補助金の減額等の可能性を考慮し、減額等に十分対応できる場合に限り応募してください。
- ② 補助金の交付を受けて事業所の整備を行う場合は、市の補助を受けて行う事業であることから、工事業者の選定は、補助金の内示後、原則として一般競争入札を行っていただくようになります。
- ③ 令和7年度末(地域密着型介護老人福祉施設は令和8年度末)までに事業所の整備を完了し、サービス提供を開始できなかった場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ④ 補助金の交付を受けて整備した後に、処分制限期間内に、事業の廃止、転用又は譲渡等を行う場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助金の返還義務が生じる場合があります。

◆補助金交付予定額(補助単価額については、予定のため変更することがあります。)

(看護)小規模多機能型居宅介護		補助予定額
1	介護施設等整備補助金	39,600千円／施設
2	介護施設等開設準備経費等補助金	989千円に宿泊定員数を乗じた金額

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		補助予定額
1	介護施設等整備補助金	5,280千円に整備床数を乗じた金額
2	介護施設等開設準備経費等補助金	989千円に定員数を乗じた金額

〈介護施設等整備補助金の対象経費について〉

地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、山口県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費などを含む。

〈介護施設等開設準備経費等補助金の対象経費について〉

地域密着型施設等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

10 質問について

- ① 応募に関する質問は、所定の様式(別紙3「周南市地域密着型サービス事業者募集に関する質問票」)で、FAX又はメールにより提出してください。必ず応募者が事業者名等を記入の上、質問してください。また送信後は、周南市高齢者支援課が受信していることの確認をお願いします。
- ② 上記以外の方法(窓口、電話等)での個別の質問には、一切お答えしません。また、質問受付期間外の質問も受け付けません。(Q&Aで回答できる内容については原則として回答しません。)
- ③ 1通の質問票につき1件の質問を記入してください。
- ④ 質問内容について、確認させていただく場合があります。
- ⑤ 質問及び回答内容については、市ウェブページ上で公開することで回答にかえます。
- ⑥ 過去の募集で提出された主な質問とそれに対する回答をウェブページに掲載していますので、疑問が生じた場合は、まずそちらを確認してください。(今回募集以外の案件についても掲載しています。)

質問受付期間 令和7年6月27日(金)～7月25日(金)

11 応募にあたっての留意点

- ① 応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合やプレゼンテーション及びヒアリングで虚偽の説明をした場合、応募を無効とすることがあります。
- ② 応募書類の作成等応募にかかる費用や、選定されなかったことにより生じる一切の損害等については、全て応募事業者の負担とし、本市は責任を負いません。
- ③ 他の応募の有無や他の応募事業者の計画内容など、選定に関しての問い合わせについては、一切応じません。
- ④ 応募した後に辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください(様式任意)。
- ⑤ 応募事業者は、応募をもって本募集要項の内容を承諾したものとみなします。
- ⑥ 事業予定者として選定された後に、事業を辞退することは、本市の介護保険事業計画に大きな支障をきたすことになります。そのため確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- ⑦ 事業者として選定した後に、事業者の申し出により事業を辞退した場合、原則として辞退の日から3年間、介護保険事業計画に基づいて実施する施設整備の公募に応募することができません。
- ⑧ 事業者として選定した後に辞退した場合は、法人名、代表者、所在地及び辞退理由を公表することができます。
- ⑨ 選定後において、達成見込であった事項について達成できない場合、今回の応募内容に重大な変更が生じた場合、選定を取り消すことがあります。
上記のほか、市長が不適当と認めた場合、選定を取り消すことがあります。
- ⑩ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

【問合せ先】

周南市 福祉部 高齢者支援課

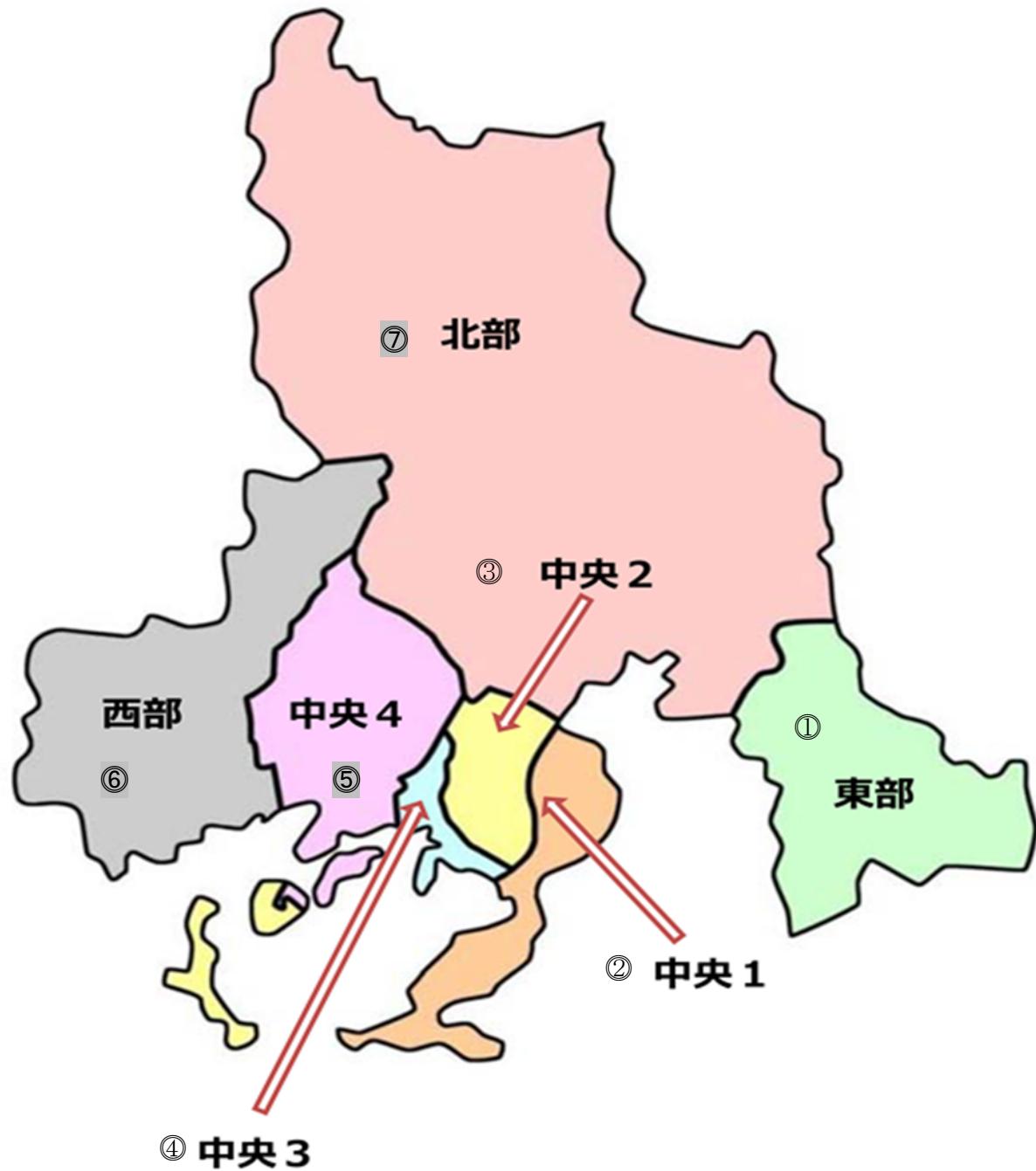
周南市岐山通1丁目1番地

電話:0834-22-8467

FAX :0834-22-8251

メールアドレス:koreishien@city.shunan.lg.jp

●日常生活圏域図



※日常生活圏域の区域

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ①東部…旧熊毛町 | ②中央1…久米・櫛浜・鼓南 |
| ③中央2…周陽・桜木・秋月・岐山・大津島 | ④中央3…遠石・閑門・中央・今宿 |
| ⑤中央4…富田・菊川 | ⑥西部…福川・夜市・戸田・湯野・和田 |
| ⑦北部…須々万・長穂・向道・中須・須金・旧鹿野町 | |

周南市 福祉部 高齢者支援課 あて
 FAX: 0834-22-8251
 メールアドレス: koreishien@city.shunan.lg.jp

年 月 日

応募者
 所在地
 法人名
 代表者名

参加表明書

周南市地域密着型サービス事業者の募集について、下記のとおり参加表明します。

記

1 応募する事業について

実施事業名	
事業所名	(仮称)
開設予定地	周南市 (日常生活圏域) <input type="checkbox"/> 東部 <input type="checkbox"/> 中央1 <input type="checkbox"/> 中央2 <input type="checkbox"/> 中央3 <input type="checkbox"/> 中央4 <input type="checkbox"/> 西部 <input type="checkbox"/> 北部
開設予定年度	令和 年度

2 担当者連絡先

担当部署	
担当者名	
連絡先	住所
	TEL
	FAX
	メール

周南市 福祉部 高齢者支援課 あて
FAX: 0834-22-8251
メールアドレス: koreishien@city.shunan.lg.jp

周南市地域密着型サービス事業者募集に関する質問票

記 入 日	年 月 日	
サ ー ビ ス 種 類		
法 人 名		
所 在 地		
担 当 者 名		
電 話 番 号		FAX番号
メ ー ル ア ド レ ス		

●質問内容 (質問事項1件ごとに記入してください。)